

化学物質審査規制法に基づく第一種特定化学物質に相当する 化学物質に係る審議結果について

本日開催されました平成18年度第1回薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会において、2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノールに関し、この物質が使用されているものであって、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第13条第1項の規定に基づき輸入を禁止すべき製品について審議が行われましたのでお知らせします。

1. これまでの経緯等

2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール(官報公示整理番号:5-3580,5-3604、CAS No.3846-71-7。以下「当該物質」という。)については、本年1月13日に開催された平成17年度第1回薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会において審議が行われ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号。以下「法」という。)第2条第2項の規定に基づく第一種特定化学物質として当該物質を指定することが適当である」との結論が得られています。

第一種特定化学物質に指定されると、その製造・輸入は許可制(事実上禁止)となる(法第6条、第11条)とともに、当該物質が使用されている製品の輸入についても政令で定めるところにより規制される(法第13条第1項)こととなります。

2. 審議結果

本日開催された平成18年度第1回薬事・食品衛生審議会化学物質安全対策部会において、当該物質が使用されているものであって、法第13条第1項の規定に基づき輸入を禁止すべき製品について審議が行われ、次のとおりとすることが適当であるとの結論が得られました。

当該物質が使用されているものであって、輸入を禁止すべき製品について

化審法第13条第2項の規定に基づき、海外における当該物質の使用の事情等を考慮し、次に掲げる8品目の製品について、当該物質が使用されているものの輸入を禁止することが適当である。

- ① プラスチック樹脂成型品
- ② 特殊合板(化粧板)
- ③ ワックス

- ④ 塗料
- ⑤ 接着剤
- ⑥ 印刷・感光材料(グラビアインキ、インキリボン、印画紙添加剤、感熱フィルムラベル、昇華型熱転写記録材)
- ⑦ シーリング材、補修材
- ⑧ 芳香剤

3. 今後の対応

本日の議題については、平成18年6月30日に化学物質審議会、同7月4日に中央環境審議会において審議が行われ、同様の結論が得られております。

今後、各審議会における審議結果を踏まえ、厚生労働省、経済産業省及び環境省は、パブリックコメント及びWTO通報等の手続きを行い、当該物質の第一種特定化学物質としての指定及び輸入を規制する製品の指定を行うための政令の改正を行うこととしています。